

幼児期の剣道に関する一考察 —幼少年と剣道の関係史を中心に—

大石 純子

A Study about Kendo in Early Childhood
～A History of Kendo relating Children

OHISHI, Junko

キーワード：幼児 幼少年 剣道 武道 学校教育

1. はじめに

幼児に対する早期教育が盛んである。剣道においても、小学校入学前の子どもの入門を許可したり、幼稚園教育の一環として指導がなされる事も珍しくなくなってきた。インターネットの検索エンジンを利用して、「幼稚園」「幼児」「剣道」などの用語をもって検索してみると、膨大な数の結果が出てくる。検索結果の内容は、幼稚園教育の正科授業や保育所の園内活動における剣道指導に関するもの、幼稚園教育や保育所の課外活動における剣道指導に関するもの、民間の幼児教室における剣道指導に関するもの、民間道場やスポーツ少年団における幼稚園児の受け入れに関するもの、などがみられ、幼児に対する剣道指導や、幼稚園教育の一環としての剣道指導に対して、多くの人が興味関心を持ち、また何らかの意義を見出しつつ、各地で実践が進められている様子がうかがわれた。

しかしながら、一方で、国立情報学研究所の論文情報ナビゲーターシステム CiNii (サイニイ) において、「幼児」+「剣道」といったキーワードによって検出される論文は1件もなく(平成20(2008)年1月30日現在)、「幼」+「剣道」の検索によって、「幼少年剣道」に関する数件が検出されるのみである⁽¹⁾。

ところで、「幼少年」といった場合、その表現そのものを国語辞書の中に直接見つけることはできない。「幼少」、「幼児」、「幼年」、「少年」などの言葉が組み合わせられて次第に使用されるようになったものようである。ゆえに、その解釈は幅が広く、それが具体的にどの年齢層の子どもなのか、ということについての定義はあいまいで、「幼少年剣道」に関する先行研究では、幼稚園児から小学生、さらには中学生あたりまでを研究対象としている場合もある。このようにみていくと、4、5歳程度の幼児に限定して、その剣道指導について考察をしている研究はきわめて少ない。

幼児期に指導される剣道は、その後の剣道学習態度に少なからざる影響を及ぼすものと考えられる。また、「三つ子の魂百まで」という言葉に表現されるように、幼児期における教育は、その後の人間形成過程において重要な位置を占めるものでもある。ゆえに、その教育的意義などについて、多方面から検討と考察を行い、指導現場に還元していくことが必要なのではなからうか。このような考えから、筆者は、本研究に着手するに至った。

さて、ここまで述べてきたように、筆者の関心は、幼児(小学校就学前の4、5歳児)の剣道指導やそのあり方にむけられているが、そもそも、4、5歳の幼児に対する剣道指導は、いつ頃からわが国において行われるようになったのであろうか。筆者管見の限りでは、この点について言及した先行研究はみあたらない。よって、本稿では、幼児剣道の研究を進める前段階として、我が国における幼少年と剣道とのかかわりの史的展開について、その大まかな流れをおさえていきたい。そして、幼児

に対して剣道を指導するという考え方がいつ頃から生じてきたものなのか、について考察を試みる。

2. 明治期における幼少年と剣道のかかわり

剣道は、我が国の武芸流派各種における刀剣操作の技法を原初形態とし、それが長い歴史的展開の中で文化的に醸成されて形成されてきたものである。我が国の幼少年は、そのようにして形成されてきた武道文化のひとつである剣道にどのように関わってきただろうか。ここでは、とりあえず、明治期における剣道と幼少年のかかわりについて、学校教育への武技、武道、剣術、撃剣の導入という視点からその流れをおさえていくことにする。

(1) 明治10年代

学校教育において武道を正科とすることを求める運動は、明治10年代ごろより明治の終わりにかけての長い年月の間、さまざまな形で検討されてきた。すでに近代剣道史研究の中で指摘されてきたように、学校教育のなかに剣道が導入される過程は、度重なる議論の中で反論が多くあげられ、容易に採用には至らなかった。そのような議論のひとつとして、教育令改正における「武技」をめぐる議論、があげられる。

武道振興の気運の盛り上がる中、明治13(1880)年12月28日太政官布告第59号として「改正教育令」が公布された。「改正教育令」はその公布の前に、元老院において条文の修正をめぐる会議を経ている。この元老院における会議の中で、「改正教育令第3条」の条文、

第三条 小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所ニシテ其学科ヲ修身読書習字算術地理歴史等ノ初歩トス 土地ノ情況ニ随ヒテ畧画唱歌体操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ 殊ニ女子ノ為ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ 但已ムヲ得サル場合ニ於テハ修身読書習字算術地理歴史ノ中地理歴史ヲ減スルコトヲ得⁽²⁾

の文言に対して、「体操」の前に「武技」の2字を加えるべきか否かの議論がなされている。

その修正案の提案者、楠本正隆は、以下のように述べている。

本官ハ本條ナル「體操」ノ上ニ、「武技」ノ二字ヲ加ヘントス。夫レ文武ハ、岐スベカラザルモノニシテ、教育徴兵ノ二令ハ、車輪鳥翼決シテ、偏廢スベキモノニアラズ。然ルニ明治元年ニ士其常識ヲ解キ、四民一ニ歸セシ以來ハ、人民文弱ニ流レ、武ヲ忘ル、ノ弊ハ、實ニ名状スベカラズ。是レ己ムヲ得ザルノ勢ナリト云フト雖モ、豈之ヲ制スルノ道ナカルベケンヤ。惟フニ本案學齡ノ終尾ハ、十四歳ニシテ、僅ニ五年ヲ經ルヤ直ニ徴兵ノ丁年トナルモノナリ。故ニ學校ニ武ヲ講ズルハ、大ニ利益アルコト、ス。論者或ハ云フ、既ニ體操ノ傳習アレバ、別ニ武技ヲ加ヘザルモ妨ゲナシト。夫レ然リ、然レドモ體操ハ只是レ身體ノ運動ノミ、未ダ心膽ヲ鍊リ、腕力ヲ養フノ功アルモノニアラズ。故ニ武ノ字ヲ加ヘ、教ユルニ武術ヲ以テセザレバ、異日國民軍トナルアルモ、其力能ク敵ヲ禦ク能ハザルニ至ラン。是レ本官修正説ノ大略ナリ⁽³⁾。

この修正案では、「『体操』の上に『武技』の2字を加えること」の理由として、以下のことがあげられている。

①教育令と徴兵令は車の両輪のようなもので、どちらが欠けてもうまくいかないものである。明治元年に四民平等となつてからは、人民は文弱に流れ、それを改める制度さえない。ましてや、14歳で

小学校を終え、その5年後には徴兵訓練を行うのであるから、小学校のうちから武技の学習をすることは有益である。

②体操は、身体の運動のみであって、武技のように心胆を練り鍛えるものではない。

これに対して2日間に渡って賛否両論の議論が尽くされた。最終的に多数決においてこの修正案は否決されるのであるが、その際の反対論者の意見はおおよそ以下のようなものであった。

*何ノ目的ヲ以テ武技ヲ加ヘントスルヤト按ルニ、心膽を練り、身體ヲ強ウスルニ在リト云フ。然レバ則チ體操アレバ足レシトス⁽⁴⁾。

*抑モ本條ハ小學校ノ學科ヲ云フモノニアラズヤ。而シテ小學生徒ハ…中略…六歳ヨリ十四歳ノ童子ナリ、少女ナリ。之ニ教フルニ大人ニシテ習用スル所ノ武技ヲ以テスルハ、最モ適度ヲ失スト云ベシ。蓋シ武技ト體操トハ其意味大ニ径庭アリ。體操ハ身體教育ニシテ生理學ニ屬シ、則チ文事ナリト雖モ、武技ハ全ク文ト兩立對向ノモノナリ。故ニ普通小學生ノ體格筋骨未ダ定ラザルモノニ之ヲ教ルハ、生理學上ニ於テ大ニ不可ナリトス⁽⁵⁾。

*抑小學校ニ兵隊教練ヲ為サシムト云フト雖モ、未ダ之ヲ教フルノ方策ヲ述ベズ、知ラズ⁽⁶⁾。

すなわち、「心身の鍛錬であれば、武技でなくても体操で充分である」「6歳から14歳の小学生の少女に武技を行わせることは、生理学上不適切である」「武技を小学生に行わせるための方法論が十分に確立されていない」などの点が指摘されたのである。

この後、文部省は民間における武道活動の気運を受けて、明治16(1883)年に、体操伝習所に対して剣術及び柔術に対する教育上の適否に関する調査を行わせ、最終的に以下のような結果を得ている。

即ち二術の利とする方

- (一) 身體の發育を助く。
- (二) 長く體動に堪ふる力量を得しむ。
- (三) 精神を壯快にし志氣を作興す。
- (四) 柔惰の風態を去りて剛壯の姿格を収めしむ。
- (五) 不虞の危難に際して護身の基を得しむ。

害若くは不便とする方

- (一) 身體の發育往々平等均一を失はん。
- (二) 實修の際多少の危険あり。
- (三) 身體の運動適度を得しむること難く、強壯者脆弱者共に過劇に失し易し。
- (四) 精神激し易く輒もすれば粗暴の氣風を養ふべく。
- (五) 争鬪の念志を盛にし徒らに勝を制せんとの風を成しやすし。
- (六) 競進に似て却て非なる勝負の心を養ひがちなり。
- (七) 演習上每人に監督を要し一級全體一齋に授けがたし。
- (八) 教場の坪數を要すること甚大なり。
- (九) 柔術の演習は單に稽古着を要するのみなれども、劍術は更に稽古道具を要し、且衣類及道具を清潔に保つこと生徒の業には容易ならず。

右等の事實を得て傳習所に於ては、之れを教育上の理論に照らし斷定を下せしこと左の如し⁽⁷⁾。

長所短所それぞれについて検討した結果、結論としては「(一) 學校體育の正科として採用するこ

とは不適當なり⁽⁸⁾。」としている。

以上のように、明治10年代においては、徴兵訓練の基礎として小学生児童に対して武道教育を施そうとする立場もあったものの、そのことに反対する考えがあったこと、加えて、剣道の内容が6歳から14歳という発育途上の心身を有する児童のための学校教育教科として充分に対応できるほどに整備されていないことも指摘され、小学校教育はもちろんの事、学校教育のなかへ剣道が採用されるには至らなかった。すなわち、明治初期においては、剣道などの武道は、幼少年に対して指導するのは適切ではない、という考え方が優位であったことが窺われる。

(2) 明治40年代

度重なる困難にも屈せず、武道愛好者によって、武道を学校正科に採用させようとする運動は続けられた。このような中、その運動は、武道を学校正科として編入することを帝国議会に求める請願書の提出という動きをみせるようになった。これら一連の請願運動の中で、星野仙蔵が明治38(1905)年に「体育ニ関スル建議案」を提出した。この建議案は、このときには否決されるのであるが、星野らは更に活動を続け、明治39(1906)年、及び、明治41(1908)年に同様の建議案を提出し、終に建議案が可決され、武道の正科編入への運動が実を結ぶことになった。

しかし、実際に武道を学校体育の正科として取り扱うためには、克服しなければならないいくつかの問題点があった。それらは、この当時の武道思想として、国粹論的な尚武論を主張する声強い傾向があったこと、専門的な教養を身に付けた武術教師が不十分であったこと、多くの流派に分裂している武術の教授内容や教授方法をどのように調整していくのかということ、既存の体操との配分をどのようにするのかということなど、である⁽⁹⁾。これら未解決の課題を抱えたままではあったが、とりあえず、明治44(1911)年に、文部省令第26号をもって中学校令施行規則の一部が改正され、「撃剣及び柔術」が中学校教育の中に加えられることになったのである⁽¹⁰⁾。具体的に指導を受けることになったのは「第1学年」から「第5学年」の生徒⁽¹¹⁾であり、年齢としては、12歳から17歳であった⁽¹²⁾。

明治44(1911)年には、柳多元治著『剣道教範』が刊行され、写真入で「剣道團體教授法」が示される。また、その凡例のなかに「剣道教範は、中等學校生徒に課する普通の程度にて著述せしものにして、剣道の妙理及び秘傳等は、一切之を省く⁽¹³⁾」などあるように、中学校教育に導入された剣道の指導書としての役割も果たした。

ところで、本書の中には、「第七 剣道は何歳より始むるを適當とするか」という項目が設けられ、以下のように述べてある。

…何歳位より始むるを適當とするかの問題に就ては、世上多少の議論あれども、余は先師の説を聞き且つ多年の實驗に徴して、凡そ十歳前後より十五六歳の頃の間にて於て始むるを可とす。…尋常小学校四五年頃より始むるも決して早からず、中學校に於ては一學年より始むるを適當と思惟す⁽¹⁴⁾。

当時の尋常小学校4、5年生は、9歳、10歳に相当し、中学の第1学年は、12歳に相当した⁽¹⁵⁾。この当時、子どもに対する剣道指導を開始する適正年齢として、そのあたりの年齢が考えられていた事も窺う事ができ、4,5歳の幼児に対して指導しようとする考え方はみられなかった。

3. 大正期・昭和初期における幼少年と剣道のかかわり

(1) 大正期

さて、明治末期に、中学校教育への剣道の導入がなされたが、小学校への導入は、ようやく大正時

代に入ってからの事となる。大正7（1918）年11月20日に、「撃剣柔道ニ關シ學校衛生會答申ノ件」が出される。

撃剣柔道ハ左諸項ニ留意シ之ヲ小學校字兒童ニ行ハシムルコトヲ得

- 一、相當ノ技術ヲ備ヘ且ツ教育上心得アル教師ヲ有スルコト
- 二、衛生上ノ要求ニ叶ヘル施設ヲナシ且ツ保護者ヲシテ經濟上ノ苦痛ヲ感セシメサルコト
- 三、保護者ノ同意ヲ得タル希望者ニシテ醫師ノ検査ニヨリ其ノ體質當該運動ニ適シ且ツ傳染性ノ疾患ナシト認メラレタル者ニ限ルコト
- 四、撃剣柔道修業中ノ兒童ニ對シテハ時々身體検査ヲ行フコト
- 五、教授ノ方法ハ先ズ十分ニ基本的教育ヲ施シ然ル後ニ相互ノ試合ニ移ルコト
- 六、高等小學校男兒童ニ行ハシムルコト

但尋常小學校第五學年以上ノ男兒童ニアリテモ相互試合ヲナサシメスシテ單ニ基本的教育ヲ施スコトヲ得⁽¹⁶⁾

この答申では、小学校において「撃剣」「柔道」などの武道種目を指導するにあたり、もろもろの条件が提示されている。そして、指導をうけられるのは、「高等小學校男兒童ニ行ハシムルコト」とあり、具体的年齢としては、12歳から15歳となっている⁽¹⁷⁾。但し書きとして、「尋常小學校第五學年以上ノ男兒童」という条件もあがっており、10歳以上⁽¹⁸⁾の男子生徒に対する指導も可能であったようだ。いずれにしても、10歳以上の生徒に対して、剣道を指導する事になっており、明治末期に示された年齢条件をほぼ踏襲している。4、5歳の幼児に剣道を指導しようとする考え方については、ここでもみることができなかった。

（2）昭和10年代

昭和6（1931）年に中学校令施行規則が改正される。「昭和六年一月二十日文部省訓令第二號及第三號中學校令施行規則並に師範學校令施行規則の改正の要旨」には、「剣道及柔道ハコレヲ體操中ニ於テ必修セシムルコトトナセリ。是レ剣道及柔道ガ我が國固有ノ武道ニシテ質實剛健ナル國民精神ヲ涵養シ、心身ヲ鍛鍊スルニ適切ナルヲ認メタルガ為メニシテ、兩者又ハ其一ヲ必修セシメントス⁽¹⁹⁾」という理由が示され、中学校において、柔道、剣道が正科必修科目として扱われるようになったのである。

昭和11（1936）年5月には、文部大臣の諮問「學校ニ於ケル劍道柔道等ノ實施ニ關シ留意スヘキ事項如何」に対して、「劍道及柔道等即チ武道ハ身體ノ鍛鍊、人格ノ陶冶、國民精神ノ涵養ニ資スル所極メテ多ク、體育上寔ニ適切肝要ノモノト信ス。」（「全国体育運動主事會議、文部大臣諮問事項及び其ノ答申」）⁽²⁰⁾として、学校教育においてさらに武道を重要視するようになるのである。

このような動きを受けて、昭和14（1939）年5月には、「小學校令施行規則中改正、小學校武道指導要目」が出され、「尋常小學校第五學年以上及高等小學校ノ男兒ニ對シテハ教授時間外ノ外ニ於テ前二項ノ教授取扱ニ準ジ武道ヲ授クベシ。⁽²¹⁾」という項目が示された。「尋常小學校第五學年以上」ということは、10歳以上ということであり、ここでも、それまでの考え方を踏襲していると同時に、昭和11（1936）年5月の「全国体育運動主事會議、文部大臣諮問事項及び其ノ答申」における「武道ノ教授ニ關スル事項」にある「9、小學校ニ於テ武道ヲ實施セントスル場合ハ概ネ第五學年以上ノ兒童ニ限り、…⁽²²⁾」という内容も遵守している。

さて、具体的な実施要項においては、以下のような内容が示された。

- （1）武道（剣道及柔道）ノ簡易ナル基礎動作ヲ行ハシメ心身ノ鍊成ヲ圖リ武道精神ヲ涵養スルコト

ヲ本旨トスルコト

(2) 実施時間ハ概ネ一週二回トシ凡ソ三十分トスルコト

(3) 正課時間ノ外ニ於テ実施指導ノ方法出缺ノ點檢等ハ正科ニ準ジ取扱ハシムルコト

…中略…

(6) 剣道ニ在リテハ木刀又ハ竹刀ヲ用ヒ防具ハ之ヲ用ヒザルコト…但シ高等小學校ニ在リテ適當ナル指導者、設備、用具等アル場合ハ本令指導教材ニツキ防具、…ヲ用ヒテ指導ヲ行フモ妨ゲザルコト⁽²³⁾

また、昭和11(1936)年5月の「全国体育運動主事会議、文部大臣諮問事項及び其ノ答申」の「武道ノ教授ニ關スル事項」では、「小學校ニ於テ武道ヲ實施セントスル場合ハ、…特ニ基本動作ノ修練ニ重キヲ置クコト⁽²⁴⁾」とも述べてあり、基礎基本を重視した内容を指導しようとしていた事が窺われる。これと比較すると、現代のスポーツ少年団などに所属する10歳程度の子どもの達の練習内容は、防具を着用しての基本練習や互角稽古がなされる事が一般的であり、より応用的で高度な内容に取り組んでいるといえそうである。

さて、昭和16(1941)年の「国民学校令」により、それまでの小学校は国民学校と改められ、それまでの体操科は、体錬科とされた。昭和17(1942)年に、「国民学校体錬科教授要項」「同実施細目」が制定された。これによれば、体錬科の内容は、「体錬科体操」と「体錬科武道」の2科目構成となっていた。

「国民学校体錬科教授要項」の「一、教授方針」には8か条が掲げられている。

- 一 體錬科ニ於テハ身體ヲ鍛鍊シ精神ヲ鍊磨シテ闊達剛健ナル心身ヲ育成シ獻身奉公ノ實踐力ニ培ヒ皇國民トシテ必要ナル基礎的能力ノ鍊磨育成ニカムベシ。
- 二 體錬科ノ各科目各教材ハ緊密ナル關聯ノ下ニ綜合シテ實施シ夫々其ノ特色ヲ發揮セシムルト共ニ不斷ノ修練ニ依リ着實ニ其効果ヲ収メシムルニカムベシ。
- 三 兒童心身ノ發達、男女ノ特性ヲ考慮シテ教授ヲ之ニ適合スルヤウ工夫シ鍛鍊養護ヲ一體トスル指導ヲ行フベシ。
- 四 衛生養護ニ留意シ身體檢査ノ結果ヲ參酌シテ指導ノ適正ヲ期スベシ。
- 五 快活ナル心情、公明ナル態度ヲ養ヒ禮節ヲ尚ビ廉恥ヲ重ンズルノ氣風ヲ振作スルト共ニ規律節制、堅忍持久、質実剛健、協同團結等ノ諸徳ヲ涵養スルニカムベシ。
- 六 團體的行動ニ慣熟セシメ規律協同ヲ尚ビ服從ノ精神ヲ養ヒ責任ヲ重ンジ卒先躬行スル氣象ヲ振勵スルニカムベシ。
- 七 強韌ナル體力ト旺盛ナル精神力トハ國力發展ノ根基ニシテ特ニ國防ニ必要ナル所以ヲ體認セシメ健全ナル心身ヲ鍛鍊シ以テ盡忠奉國ノ信念ニ培フベシ。
- 八 體錬科ニ於テ修練シタル成果ハ之ヲ日常ノ全生活ニ擴充具現セシムルニカムベシ⁽²⁵⁾。

第1条において、「體錬科ニ於テハ身體ヲ鍛鍊シ精神ヲ鍊磨シテ闊達剛健ナル心身ヲ育成シ獻身奉公ノ實踐力ニ培ヒ皇國民トシテ必要ナル基礎的能力ノ鍊磨育成ニカムベシ」を掲げ、生徒らに国家や天皇への献身や忠誠の精神を植えつけようとしている。この方針は、その他の条項にも貫かれており、戦時体制下における偏った理念が生徒らに強要されていた様子を窺い知ることができる。

このような国民学校における体錬科の方針の中であって、武道にはより強くそのような考え方が求められた。「国民学校体錬科教授要項」の「三 教授上の注意」「(五) 武道ニ關スル事項」においては、以下のようにある。

三十一 武道ニ於テハ獻身奉公ノ實踐力ニ培フヲ根本トシ心身ヲ鍛鍊シ特ニ旺盛ナル氣魄ヲ鍊磨シ禮

節ヲ尚ビ廉恥ヲ重ンズルノ習慣ヲ涵養スルニカムベシ。

三十二 武道ハ常ニ攻撃ヲ主眼トシテ修練セシムベシ。

三十三 武道ハ劔道柔道何レニモ偏スルコトナク併セ課シ柔道ニアリテハ左右ノ技ヲ共ニ修練セシムベシ。

三十四 武道ニ於テハ特ニ反復練習セシメ基礎的訓練の徹底ヲ期ト共ニ應用的取扱ニ留意スベシ。

三十五 武道ノ講話ハ國民科ト連繋ヲ保チ適當ナル機會ニ實際ニ即シ適切簡明ニ之ヲ行フベシ⁽²⁶⁾。

このように、武道では、「攻撃ヲ主眼」とした指導が施され、実際の戦闘場面に有益な「氣魄」も強調された。この当時、戦時体制下の国家主義、軍国主義的な風潮のなか、武道が積極的に学校教育の中に導入され、指導されていった。

このような武道の指導を受けたのは「初等科」の「第五學年」「第六學年」、および、「高等科」の「第一學年」「第二學年」であった。具体的な年齢では、10歳から14歳まで⁽²⁷⁾であり、やはり、「10歳」を基準とする考え方に基づいて指導がなされていた様子を窺うことができる。4、5歳の幼児に対して指導しようとする考え方は、ここにおいてもみることができなかった。

終戦後においては、剣道をはじめとする武道教育がナショナリズム的な考え方と結びついて教育されたことに対する反省、そのような考え方を是正しようとする政策の中、小学校教育の場から剣道をはじめとする武道種目は姿を消す事になる。

4. 昭和35年頃からの幼少年に対する剣道指導

昭和39（1964）年開催の東京オリンピックに伴う、国民のスポーツへの関心の高まりを受けて、昭和37（1962）年、日本体育協会により「日本スポーツ少年団」が創設される。この組織の目的「スポーツによる青少年の健全育成」であり、青少年へのスポーツ活動の普及において、大きな成果をあげている。「スポーツ少年団」では、登録できる団員を「小学生以上」と定めている。これによって、我が国では、小学生のスポーツ活動の拠点として「スポーツ少年団」は一定の地位を確保してきたといえる。

「日本スポーツ少年団」が組織される2年前の昭和35（1960）年に、すでに少年を対象とした剣道大会、「全国選抜少年剣道錬成大会」（通称水戸大会）の第1回大会が開催されたりしているものの、「スポーツ少年団」の創設は、小学生の剣道活動にも少なからざる影響を及ぼしたものと考えられる。昭和52（1977）年から始まった、財団法人全日本剣道道場連盟主催の、「全日本選抜少年剣道個人錬成大会」、「全日本少年剣道錬成大会」などの開催は、「スポーツ少年団」組織を基盤とした小学生の剣道人口の増加などが一つの要因になっているものと考えられる。塩入は、この他の要因として、高度経済成長による余暇時間の増大や東京オリンピックを契機とした国民の体力向上、根性育成の意識の高まり、日本文化や伝統文化の再認識、家庭でのしつけを剣道に期待する風潮などをも指摘している⁽²⁸⁾。いずれにしても、このような社会情勢の流れにあわせるようにして、幼少年の剣道は隆盛をきわめており、先にあげた少年剣道の錬成大会は、毎年多くの参加者を集め、盛会となっている。

また、以上のような昭和30年代から40年代における少年剣道の隆盛においては、終戦直後の剣道禁止政策の影響もあり、剣道指導者が質、量ともに不足する中で迎えたものであったといわれる。そのような状況も影響して、指導の現場では幼少年指導に対する指導書を求めるなどの要請も高まり、これをうけて、昭和49（1974）年1月に全日本剣道連盟において「幼少年剣道指導特別委員会」（委員長：範士九段小沢丘）が設けられ、幼少年の剣道指導要領の検討が進められている⁽²⁹⁾。検討の成果は、昭和52年3月に『幼少年剣道指導要領』として刊行されている。また、昭和49（1974）年5月には剣道雑誌「剣道時代」において、当時筑波大学教授剣道教士八段であった今井三郎によっても「幼

少年の剣道指導⁽³⁰⁾」の連載が開始され、昭和51（1976）年には、『幼少年剣道の指導と研究』として体育とスポーツ社より出版されている。

ところで、この当時は、「幼少年」をどのように想定していたのだろうか。先にあげた全日本剣道連盟による『幼少年剣道指導要領』では、これについて明確な記述はないものの、その文中に「児童生徒」とか「学校」と言う表現が使用されていることから、小学校就学前の幼児はその想定になく、小学生以上の子どもを対象としているようである。

一方で、今井三郎著の『幼少年剣道の指導と研究』では、指導に当たっての適切なグルーピングとして、「幼稚園児、小学1、2年生」「小学3、4年生」「小学5、6年生」「中学生」の4つを提案している⁽³¹⁾。このことから、そこでの「幼少年」の具体的な年齢層は、4、5歳から15歳あたりであることがわかる。

さらに、昭和62（1987）年には、「幼児剣道の研究⁽³²⁾」という連載が雑誌『剣道時代』において開始され、その第1回目において著者は「経験から判断して、標準に育った子は、四、五才以上からがよいだろう。出来れば五才の春からがよいと思う⁽³³⁾。」と述べている。この連載の著者は、幼稚園における剣道指導を昭和52（1977）年ごろから実践しているという⁽³⁴⁾。また、『剣道時代』平成19（2007）年7月号では、神奈川県の子園が昭和59（1984）年から剣道指導を実践している事例を紹介している⁽³⁵⁾。

戦前の学校教育における剣道指導においては、現代の小学校の高学年生に相当する10歳以上を指導対象としてきたのに対し、戦後では、低学年生も含めた小学生に対して剣道指導がなされるようになってきたようである。さらに、昭和50年頃からは、小学校就学前の幼稚園児にまでも剣道を指導しようとする気運が生じ、一部でその実践が行われてきた。

現段階では、昭和50年頃に見られた幼児に対する剣道指導がどの程度広く行われていたものなのか、なぜ、幼児に対する剣道指導が行われるようになったのか、などについて言及する事は出来ない。しかしながら、少なくとも、幼児に対する剣道指導は、明治末期から昭和初期の学校教育への剣道導入過程で形成されてきた「適切な剣道開始年齢は10歳頃」とする共通認識を踏襲してはならず、明らかに低年齢化している傾向が窺われる。ここに、何らかの剣道指導観の転回があった、ということはいえそうである。

5. まとめ及び今後の課題

本稿においては、我が国の近代期における、剣道学校教育導入の過程を顧みる事で、幼少年と剣道との関係を探ることを試みた。そのことを通して、明治期から昭和10年代の頃までにおいては、10歳頃を剣道開始年齢としていたことが確認された⁽³⁶⁾。なぜ、「10歳」と言う年齢が一つの基準として示されたのか、はっきりとしたことはわからない。これについては、今後の課題としたい。

昭和30年代以降の剣道指導観においては、雑誌『剣道時代』の連載「幼児剣道の研究」の中で提唱されたように、「5歳」を剣道開始の適正とするなど、低年齢化の傾向が窺われた。剣道指導が低年齢化していった経緯についてはさらに考察していく必要があるが、少なくとも、今回の考察を通して、幼児に対して剣道を指導しようとする考え方は、比較的最近のものであり、伝統的な考えに基づくものではないといえそうである。

ところで、保育の一環として運動指導を多く取り入れているよりも、全く行っていないほうの園児が運動能力が高い、とする研究結果がある⁽³⁷⁾。幼児に対する剣道指導では、礼儀作法の指導や講話に集中する時間などが必要となる事が想定され、運動量の確保のために阻害要因となるような要素がいくつか含まれている。ゆえに、幼児に剣道を指導する主目的として運動量の確保という側面を第一義に考えるべきではないかもしれない。このあたりについても、今後さらに考察を深めていきたい。

幼児という身体的、精神的に特殊な発達段階にあるものに、剣道という伝統的でかつ格闘的な身体運動文化を指導するためには、かなり周到な教育的配慮が必要である。剣道の運動特性、文化特性を十分に考慮し、適正な教育目標を掲げつつ、指導がすすめられるべきである。剣道を幼児期に体験することを通してして特異的に教育されるものもあるように感じている。それが何なのか、今後、さらに検討を進めてみたい。

【注及び引用・参考文献】

- (1) 幼少年剣道に関する先行研究は、以下の通りである。
 - 前阪茂樹、國分國友 鹿屋市武道館における幼少年剣道指導実習の試み
学術研究紀要25, 51-58, 2001. (鹿屋体育大学〔編〕／鹿屋体育大学／鹿屋体育大学)
 - 岡崎晴夫、塩入宏行 幼少年剣道を阻害する要因に関する一考察 日本体育学会大会号 (33), 621, 1982.
(社団法人日本体育学会)
 - 東憲一 幼少年剣道についての実態調査：幼少年の側からみて 東京外国語大学論集32, [213]-228, 1982.
(東京外国語大学論集編集委員会／東京外国語大学)
 - 東憲一、坪井三郎 剣道を行なっている幼少年についての実態調査：幼少年の側からみて 日本体育学会大会号 (31), 688, 1980. (社団法人日本体育学会)
 - 塩入宏行 幼少年剣道はなぜ盛んになったか (幼少年期の生活とスポーツ＜特集＞)
体育の科学30 (8), p578~581, 1980. (日本体育学会編／杏林書院)
 - 高橋華王、小沢博 幼少年剣道に関する社会体育学的研究：7. 体育方法に関する研究
日本体育学会大会号 (25), 314, 1974. (社団法人日本体育学会)
- (2) 文部科学省『学制百年史 資料編』文部科学省ホームページ「白書等データベースシステム」より。
- (3) 渡邊一郎編『史料明治武道史』新人物往来社 1971年 pp761-762
- (4) 同前 p762
- (5) 前掲書 (3) p764
- (6) 前掲書 (3) p766
- (7) 前掲書 (3) p772
- (8) 同前
- (9) 中村民雄『剣道事典－技術と文化の歴史－』島津書房 1994年 p211
- (10) 渡辺一郎編『武道論演習資料IX〔完〕』筑波大学体育科系〔武道論〕1988. p40
- (11) 同前
- (12) 文部科学省『学制百年史 資料編』「三 文部省局課変遷・学校系統等図表学校系統図」
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpbz198102/hpbz198102_2_185.html 参照
- (13) 前掲書 (3) p678
- (14) 前掲書 (3) p686
- (15) 前掲 (12)
- (16) 渡辺一郎編『武道論演習資料VII』筑波大学体育科系〔武道論〕1986. p1
- (17) 前掲 (12)
- (18) 同前
- (19) 渡辺一郎編『武道論演習資料VII』筑波大学体育科系〔武道論〕1984. pp49-50
- (20) 渡辺一郎編『武道論演習資料IV』筑波大学体育科系〔武道論〕1983. p1
- (21) 前掲書 (20) p18
- (22) 前掲書 (20) p1
- (23) 前掲書 (20) p19
- (24) 前掲書 (20) p1
- (25) 前掲書 (20) p45
- (26) 前掲書 (20) p47
- (27) 前掲 (12)
- (28) 塩入宏行：幼少年剣道はなぜ盛んになったか；日本体育学会編、体育の科学30 (8)、1980. p578参照
- (29) 財団法人全日本剣道連盟『幼少年剣道指導要領改訂版 (第十一刷)』2001. 「まえがき」
- (30) 今井三郎「幼少年の剣道指導」；雑誌「剣道時代」昭和49年5月号～昭和50年8月号 体育とスポーツ社
- (31) 今井三郎『幼少年剣道の指導と研究』体育とスポーツ社 1976. p230参照
- (32) 小沢丘監修、星野宗山指導「幼児剣道の研究」；雑誌「剣道時代」昭和62年1月号～平成3年3月号

- (33) 前掲書 (32) 昭和62年1月号 p85
- (34) 同前 p83参照
- (35) 小山昭雄「幼稚園で剣道正課23年 剣道で子どもの「伸びたいチカラ」を刺激する」；雑誌「剣道時代」平成19年7月号 pp70-75 体育とスポーツ社
- (36) 中村民雄「剣道・少年指導の歴史① 少年指導の始まりと変遷」；月刊「武道」平成19年9月号 pp96-102 (財)日本武道館 において、「武道の始業年齢」について論じている。又、中村民雄氏は、同誌平成19年10月号 pp90-96、平成19年11月号 pp96-102においても「剣道・少年指導の歴史②、③」を掲載し、小学校教育における武道教育について詳述している。
- (37) 杉原隆・森司朗・吉田伊津美 幼児の運動能力発達の年次推移と運動能力発達に関与する環境要因の構造的な分析 平成14～15年度文部科学省科学研究費補助金(基盤研究B)研究成果報告書2004. 吉田伊津子・杉原隆・森司朗 保育形態および運動指導が運動能力に及ぼす影響 日本保育学会第57回大会発表論文集 pp526-527 2004. 参照

(受理日：2008年1月30日)